

KPMG Japan e-Tax News

No.223 10 March 2021



税務情報

経済産業省 一 「研究開発税制の概要と令和3年度税制改正（案）について」の公表

2021 年度税制改正では、試験研究費の税額控除制度について、たとえば以下の改正が行われる予定です。

- (1) 一般型(旧総額型)税額控除制度について、コロナ禍において様々な変化が生じている中で国際競争力を失わないために、研究開発投資を持続・拡大させるインセンティブを維持するための見直しが行われる。
- (2) 特別試験研究費に係る税額控除制度について、引き続き質の高い研究開発を推進していく観点から、特別試験研究費の範囲が見直される。
- (3) 試験研究費の定義について、ソフトウェア分野における研究開発を支援することで企業のデジタルトランスフォーメーションを促進するため、クラウドを通じて提供を行うソフトウェアに関する研究開発を試験研究費の税額控除制度の対象に追加する。

経済産業省は 3 月 9 日、[「研究開発税制について」](#)のページに、以下の資料を公表しました。

■ [研究開発税制の概要と令和 3 年度税制改正（案）について](#) (PDF 7,558KB)

この資料(全 40 ページ)は、主に「1. 研究開発税制概要」(P.2~24)と「2. 令和 3 年度税制改正（案）概要」(P.25~34)の 2 部で構成されており、「1. 研究開発税制概要」では現行の試験研究費の税額控除制度の概要が、「2. 令和 3 年度税制改正（案）概要」では 2021 年度税制改正における改正案の内容が示されています。

特に上記(3)の改正内容については、現行制度の取扱いを含め、条文や通達のみで理解することがやや難解ですが、この資料の P.32~34 では現行制度の取扱いや問題点、改正案のポイント等が文章や表でわかりやすく整理されています。

2021年度税制改正における試験研究費の税額控除制度の改正では、上記の(1)～(3)のほか、特別試験研究費に係る税額控除制度の運用改善(過度な監査手続の回避及び相手方の確認手続の合理化)も行われる予定です。この運用改善のために、経済産業省が公表している「[特別試験研究費税額控除制度ガイドライン\(平成31年度版\)](#)」(PDF 1,418KB)が改訂されると思われます。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.